

平成28 年3月

年金受給者・待期者のみなさまへ

日本ITソフトウェア企業年金基金

個人番号（マイナンバー）制度に関するお知らせ

個人番号（マイナンバー）制度により、当基金から平成28年1月以降お支払する年金等につきましても法定調書作成事務において個人番号を使用することが義務付けられました。

そのため、基金で該当する方の個人番号を把握する必要があります。

個人番号の確認は、下記の方法で行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ① 既に年金受給中の方は、基金が企業年金連合会を経由して地方公共団体情報システム機構（J-LIS）*から源泉徴収事務に必要な個人番号を取得します。

なお、連合会を通じての確認ができない場合は、ご本人から個人番号を取得しますのでご協力をお願いいたします。

*地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とは、個人番号、住民基本台帳ネットワークなどに関する事務や地方公共団体の情報システムに関する事務を実施する団体です。

- ② 新規に年金を受給される方は、ご本人から個人番号を取得します。

<お問い合わせ先>

日本ITソフトウェア企業年金基金.....
03-5114-5517（代）.....
受付時間：月～金 午前9時～午後5時
.....（祝・祭日は除く）.....